

生駒市規則第 17 号

生駒市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生駒市生活保護法施行細則（平成 13 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（昭和 25 年厚生省令第 21 号）」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条第 1 項中「福祉事務所長」の次に「（生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和 46 年 11 月生駒市規則第 18 号）の規定により委任を受けた生駒市福祉事務所長をいう。以下同じ。））」を加える。

第 5 条第 1 項中「（様式第 11 号）」の次に「、必要に応じて」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 給与証明書（様式第 12 号）
- (2) 住宅補修計画書（様式第 13 号）
- (3) 生業計画書（様式第 14 号）

第 5 条第 2 項中「（様式第 14 号）」を「（様式第 15 号）」に改める。

第 6 条中「第 24 条第 1 項及び第 5 項」を「第 24 条第 3 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）及び第 8 項」に、「第 26 条第 1 項」を「第 26 条」に、「（様式第 15 号）」を「（様式第 16 号）」に改める。

第 7 条第 1 項中「（様式第 16 号）」を「（様式第 17 号）」に改め、同条第

2 項中「（様式第 1 7 号）」を「（様式第 1 8 号）」に改める。

第 9 条第 2 項中「（様式第 1 8 号）」を「（様式第 1 9 号）」に改める。

第 1 0 条の見出し中「委託」を「依頼」に改め、同条中「入所（養護）委託書（様式第 1 9 号）により行う」を「書面により依頼する」に改める。

第 1 2 条を次のように改める。

（就労自立給付金の支給に係る申請）

第 1 2 条 施行規則第 1 8 条の 4 第 1 項の規定による就労自立給付金の支給の申請は、就労自立給付金申請書（様式第 2 1 号）により行うものとする。

第 1 3 条を第 1 7 条とし、第 1 2 条の次に次の 4 条を加える。

（就労自立給付金の支給の決定及び通知）

第 1 3 条 福祉事務所長は、法第 5 5 条の 4 第 1 項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定調書（様式第 2 2 号）により決定し、就労自立給付金支給（不支給）決定通知書（様式第 2 3 号）により通知するものとする。

（進学準備給付金の支給に係る申請）

第 1 4 条 施行規則第 1 8 条の 9 第 1 項の規定による進学準備給付金の支給の申請は、進学準備給付金申請書（様式第 2 4 号）により行うものとする。

（進学準備給付金の支給の決定及び通知）

第 1 5 条 福祉事務所長は、法第 5 5 条の 5 第 1 項の規定により進学準備給付金を支給するときは、進学準備給付金決定調書（様式第 2 5 号）により決定し、進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（様式第 2 6 号）により通知するものとする。

（徴収金等の支払の申出）

第 1 6 条 被保護者は、法第 7 8 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第 7 7 条の 2 第 1 項の規定による徴収金の支払に充て

る旨を申し出るときは、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（同法第77条の2第1項の規定による徴収金の場合）（様式第27号）により行うものとする。

- 2 被保護者は、法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条第1項の規定による徴収金の支払に充てる旨を申し出るときは、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（同法第78条第1項の規定による徴収金の場合）（様式第28号）により行うものとする。

様式第1号を次のように改める。

(裏)

他 法	年金	(加入・受給中)					
	区分						
	月額	円	円	円	円	円	
	区分						
	月額	円	円	円	円	円	
	手当	(手続・受給中)					
	種類						
	月額	円	円	円	円	円	
	種類						
	月額	円	円	円	円	円	
医療保険		国保・後期高齢・社会保険・その他()					
介護保険		その他()					
住居	自家・借家・借間・同居・借地・他			家賃・間代	円	地代	円
資							
産							
負							
債							
扶養義務者	氏名		住所			電話番号	
制度の説明 実施(保護のしおり等: 配布・未配布)・未実施							
供覧・決裁							
面接の結果	<input type="checkbox"/> 申請書受理 <input type="checkbox"/> 相談のみ(<input type="checkbox"/> 収入多 <input type="checkbox"/> 他法 <input type="checkbox"/> 後日再相談) <input type="checkbox"/> 医療機関へ連絡 <input type="checkbox"/> その他						
	・交付書類 <input type="checkbox"/> 保護申請書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 資産申告書 <input type="checkbox"/> 収入申告書 <input type="checkbox"/> 扶養義務者申立書 <input type="checkbox"/> 検診命令書 <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 家賃証明書 <input type="checkbox"/> その他						
申請意思	有 ・ 無						
面接員の所見						
						
						
	・緊急処理の必要性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 6 号中町名の欄を削り、「停止、廃止」を「停廃止」に改める。

様式第 1 1 号を次のように改める。

福祉事務所 受付月日	月 日
---------------	-----

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ						電話番号 現在のところに住み始めた時期 年 月 日				
家族 の 状 況	氏 名	個 人 番 号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
家族のうち別なところに 住んでいる者がある ときはその名前と住ん でいるところ		氏 名	続柄	性別	年齢	住 所				
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)				
援 助 を し て く れ る 状 況	世帯主又は 家族との関係	氏 名	住 所			今まで受けた援助 及び将来の見込				
保護を申請する理由(具体的に記入してください。)										
.....										
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者 住所										
生駒市福祉事務所長 殿						氏名 (印) 保護を受けようとする者との関係 ()				

(記入上の注意)

- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添1)

福祉事務所 受付月日	月 日
---------------	-----

(表)

資 産 申 告 書

生駒市福祉事務所長 殿

年 月 日

住 所

氏 名



現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地	有・無	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
						有・無
	(2) 田	有・無				有・無
	(3) 畑	有・無				有・無
	(4) 山 林	有・無				有・無
	(5) その他	有・無				有・無
建 物	(1) 持 家 居 借家・貸間 住 用 〔 い ず れ か を ○ で 囲 ん で く だ さ い。 〕		延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
						有・無
	(2) その他	有・無				有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有・無					円
預 貯 金	有・無	預 金 先	口座番号	口座氏名	預貯金額	
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評価概算額		

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏)

3 保険

生命保険	有・無	契約先	契約金	保険料
その他の保険	有・無			

4 その他の資産

自動車 (自動二輪を含む。)	有・無	使用状況	所有者氏名	車種	排気量	年式
貴金属	有・無	品名				
その他 高価なもの	有・無					

5 負債（借金）

有・無	金額	借入先
		円

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入してください。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合も記入してください。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入してください。
ア 同じ種類の資産を複数所有している場合は、その全てを記入してください。
イ 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
ウ 貴金属は、例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添2)

福祉事務所 受付月日	月 日
---------------	-----

(表)

収入申告書

生駒市福祉事務所長 殿

年 月 日

住 所

氏 名



私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている 者の名前	仕 事 の 内 容 勤め先 (会社名) 等	区 分	当月分 (見込額)	前 3 か 月 分		
				() 月分	() 月分	() 月分
		収 入				
		必要経費①				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費②				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費③				
		就労日数				
必要経費①						
(前月分)②						
の主な内容③						

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金・厚生年金・恩給・児童手当・児童扶養手当・ 特別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当金 その他 ()	収 入 額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入 (前3月間の合計を記入してください。)

有・無	内 容		仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
現物による収入	米 ・ 野菜 ・ 魚介 (もらったものを○で囲んでください。)		

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏)

4 その他の収入（前3月間の合計を記入してください。）

有・無		内 容	収 入
		生命保険等の給付金	円
		財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)	円
		そ の 他	円

5 その他将来において見込みのある収入（上記1～4に記入したものを除く。）

有・無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者（義務教育終了前の者は記入する必要はありません。）

氏 名	働いて得た収入の無い理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入してください。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの（例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等）は、この申請書に必ず添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添3)

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

なお、この同意は、私が生活保護を受給している期間は有効であることについても併せて同意します。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

生駒市福祉事務所長 殿

年 月 日

前々住所

前住所

住 所

世帯主

㊦

世帯員

㊦

世帯員

㊦

世帯員

㊦

世帯員

㊦

様式第 1 2 号を次のように改める。

福祉事務所 受付月日	月 日
---------------	-----

給 与 証 明 書

生駒市福祉事務所長 殿

年 月 日

住 所

氏 名



次のとおり証明します。

氏 名			職 職 名 務 及 内 び 容		
居住地					
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日給 (日分)	円		健 康 保 険 料	円
	家 族 手 当	円		厚生年金保険料	円
	地 域 手 当	円		失 業 保 険 料	円
	手 当	円			
	小 計 (ア)	円		小 計 (イ)	円
差 引 支 給 額 (ア) - (イ)			適 用		
前2月の 手取額	円	月分			
	円	月分			
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがあるので御注意ください。					

様式第 13 号を次のように改める。

福祉事務所 受付月日	月 日
---------------	-----

住宅補修計画書

申請者 氏名	
-----------	--

現場の規模 構造	
-------------	--

補修を必要とする状況	1 破損の状況
	2 修理の規模

品名	規模	単価×数量=金額			備考
		単価	数量	金額	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	

見積者	見積年月日	年 月 日
	住所	
	氏名	⑩

様式第 19 号を削り、様式第 17 号を様式第 18 号とし、様式第 14 号から様式第 16 号までを 1 号ずつ繰り下げ、様式第 13 号の次に次の 1 様式を加える。

生 業 計 画 書

申請者
氏 名

1 生業計画の内容（誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか）

2 生業に必要なものの品と金額

3 生業の見通し

ア 収入をあげ得る時期

イ 収入見込額

ウ 収入をあげるために必要な材料代その他の費用

エ 利益（イからウを引いた額）

様式第20号の次に次の8様式を加える。

様式第21号(第12条関係)

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

生駒市福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所
氏 名

印

様式第22号(第13条関係)

就労自立給付金決定調書						
ケース番号		対象者氏名			世帯構成	
決裁 年月日		決 裁		施 行		起案 年月日 担当員
就労自立給付金決定伺 調書のとおり決定し例文により通知してよろしいか。						
就労自立給付金決定欄						
		最低給付額				
算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額			
		積立合計額				
		上 限 額				
		支 給 額				
支給・不支給の理由						
支給する場合の支給日及び支給方法						

様式第23号(第13条関係)

第 号
年 月 日

殿

生駒市福祉事務所長 ㊟

就労自立給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給（不支給）を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

（行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法（昭和37年法律第139号）の規定による教示）

（備考）

・就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する場合があります。50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

進学準備給付金申請書

生駒市福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)
氏名

㊞

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名
- 2 大学等に進学する者の生年月日 年 月 日
- 3 進学先
学校名
- 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地
- 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定に当たり必要な書類※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）
金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)
支店名 支店（ゆうちょ銀行除く）
記号

--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）
預金種類 普通預金 当座預金（該当する□にチェックを入れてください。）
口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

（右に詰めてご記載ください。）
(カ ナ)
口座名義人
※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第25号(第15条関係)

進学準備給付金決定調書							
ケース番号		対象者氏名			世帯構成		
-----		-----			-----		
決裁 年月日		決 裁		施 行		起案 担当員	年 月 日
進学準備給付金決定伺 調書のとおり決定し例文により通知してよろしいか。							
進学準備給付金決定欄							
支給額 <p style="text-align: center;">円</p> (進学先) (進学後の居住先)							
支給・不支給の理由							
支給する場合の支給日及び支給方法							

様式第26号(第15条関係)

第 号
年 月 日

殿

生駒市福祉事務所長 ㊟

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給（不支給）を決定した理由
- 3 支給日
- 4 支給方法

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

(備考)

・進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第27号(第16条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
(同法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就
労自立給付金をいう。以下同じ。)より、毎月 円を 年 月 日付け費
用徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し
出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を
全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

生駒市福祉事務所長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

様式第28号(第16条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
(同法第78条第1項に基づく徴収金の場合)

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

生駒市福祉事務所長 殿

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月 分からの保護金品等より毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第78条第1項の 規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。